

横芝光町農業委員会 11月第7回定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月8日(火) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 11番 伊藤 裕児

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年11月第7回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	(山田副町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 永野邦子委員、8番 伊藤博明委員、両名をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。
事務局	日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め

る。

令和4年11月8日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①と②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、宮川 字 奥馬の田1筆 500㎡です。相続人がいないため、裁判所から相続財産管理人として選任されている弁護士が譲渡人となり、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

次に2件目の申請地は、横芝 字 川田の田2筆 988㎡です。相続により農地を取得したものの、農業を行っていない譲渡人から、経営規模拡大を目指す隣接農地を所有している譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9番鈴木です。本件につきまして相続人がおらず、相続財産管理人として選任された弁護士の譲渡人と、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。申請地では、水稻の作付を予定しています。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員は11番 伊藤裕児委員ですが、本日欠席です。事務局から何かありますか。

事務局

本件につき伊藤裕児委員より報告をいただいております、「相続をしたが農業をしていない譲渡人から、隣接する農地を所有する譲受人が、規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。申請地では水稻の作付けを予定しています。」とのことですので、よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年11月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は、9件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、遠山 字 岩ノ作の山林、1,014㎡です。

登記地目は山林ですが、現況は畑となっており、農地として耕作されています。転用の目的は圏央道工事のための仮設現場事務所用地として一時転用するものとなります。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は主要地方道成田松尾線、いわゆるはにわ道沿いで圏央道松尾横芝インターチェンジから北に約100メートルの位置にあります。

譲受人は土木建築工事を行う法人で、圏央道工事を受注したことから仮設事務所、工事監理用資機材置き場を設置する計画です。工事現場に近い設置場所を捜したところ、他に適した土地がなかったことから当地を選定しています。申請地はインターチェンジの直近であることから第3種農地に該当し、かつ、道路事業に伴う一時転用であるため転用許可が見込まれます。

申請地には養生シートを敷き、養生の砂を広げます。前面のはにわ道側はアスファルト舗装を施し、周囲に高さ15センチメートルのアスファルトを盛り、出入り口には浸透側溝を設置し、雨水の流出を防止します。資機材置き場側は碎石舗装とし、雨水は自然浸透とします。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、雑排水については前面道路の側溝に接続・放流するため山武土木事務所に道路占用許可申請を行い、許可を得ています。

工事期間は令和4年12月1日から令和7年5月31日までを予定しています。

借地料、整地費及び建設費は、全額を自己資金により賄う予定であり、金融機関からの残高証明書と、令和4年3月期の第1四半期決算における貸借対照表により必要な預金残高および利益剰余金により、事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして申請2件目から5件目の土地は谷台 字 西耕地の田5筆、計1,790㎡、6件目から8件目は牛熊 字 東耕地の田5筆、計3,881㎡です。

転用の目的は圏央道建設工事のうち、高谷川橋梁架設に伴う作業用地として同一事業により一時転用するものとなります。

申請地②から⑧と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は谷台揚水機場から北東に約150メートルの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められ

る場合は、例外として許可が見込まれます。

なお、他に代わりとなる土地がなく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

譲受人は圏央道事業の管理、運営を行う法人であり、敷地は整地後、砂利敷均しのうえ鉄板を敷設し、谷台側と牛熊側にそれぞれクレーンを設置します。橋梁部材は圏央道用地から搬入されます。

雨水は周囲に畦畔盛土を行い、敷地内自然浸透としています。雑排水は発生しません。

申請地は成田用水土地改良区の受益地であることから、協議のうえ、一時転用に係る意見書を得ています。牛熊側の町道については道路管理者である町都市建設課と協議済で、近日中申請書提出予定となります。隣接する農地所有者へは説明済とのことで、一部申請地で農地中間管理事業による賃借がありましたが、今回の一時転用にあたり中途解約が済んでいます。

工事期間は令和4年12月1日から令和6年11月30日までを予定しています。

土地代金、造成費は、圏央道事業の全体予算から賄う予定ですが、資金は社債により調達済であることを確認しています。

続きまして申請9件目の土地は、宮川字入後の畑、159㎡です。

親子間で使用貸借権の設定をし、専用住宅1棟の建築をしようとするものです。

申請地⑨と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、入区民館から南西へ約180mの位置にあります。

農地の一団性があり第1種農地に該当しますが、住宅建築の場合は他に適切な土地がない場合、転用許可が見込まれます。

住宅建築面積は56.64㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内の申請となっています。

大利根土地改良区の受益地ですが、地区除外につき協議が整っており、雑排水については浄化槽で処理後、放流する許可を得ています。雨水については、敷地内浸透とする計画です。

隣接農地所有者へは説明済みであり、異議はありませんでした。

工事期間は、令和5年1月26日から令和5年5月31日までを予定し

ています。

事業費は整地費を含む建築費で、借入金を資金にあてる計画です。

金融機関からは融資承認となっており、所定の手続きを進めれば融資を受けられ、資金調達ができるものと見込まれます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 小川です。

本件は、圏央道工事の仮設事務所のための一時転用であり、他に適した土地もなく、問題はありません。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、一括して質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて2件目から5件目の案件について、私が担当委員となりますので、私から説明します。同一事業によるものですので、一括で説明します。

本件は、圏央道の整備を進めるために必要な一時転用であり、成田用水とも協議済みで、周辺農地への影響もない見込みのため、問題はありません。

続いて6件目から8件目の案件について担当委員の説明を求めます。

1 番

1番 小川です。

本件は、圏央道の整備を進めるために必要な一時転用で、成田用水とも協議済みで、周辺農地への影響がない見込みで、問題ありません。

議 長	<p>説明が終わりましたので、2件目から8件目の案件について、同一事業によるものですので、一括して質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目から8件目の案件について一括して採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって2件目から8件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
7 番	<p>7番 向後です。</p> <p>本件は、住宅を建てるための転用で、土地改良区域からの除外と雑排水放流について、土地改良と協議が調っており、問題ありません。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、9件目の案件について、質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、9件目の案件について一括して採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって9件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第3号 令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。</p> <p>事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)の承認について</p>

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年11月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が6件、再設定が3件の合計9件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、篠本 字 百石新田、字 新神野、字 昭和の田3筆、計10,563㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定2件目は、篠本 字 新八丁、字 百石新田、字 峰崎、字 榎台の田5筆、計9,359㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定3件目は、木戸 字 十九割の田1筆、3,691㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定4件目は、鳥喰上 字 水神、字 昭和の田3筆、5,873㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定5件目は、宮川 字 入表の畑1筆、3,631㎡、期間は10年間です。設定する権利は賃借権です。

新規設定6件目は、長倉 字 下北田の田2筆、1,582㎡、期間は約10年間です。設定する権利は賃借権です。

続いて再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、いずれも賃借権の設定です。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、宮川 字 作間内後、字 作間内、字 入表の田8筆、計10,916㎡、期間は約10年間です。

再設定2件目は、栗山 字 関内、字 沢山の田3筆、計9,270㎡、期間は約3年間です。

再設定3件目は、横芝 字 東境田、両国新田 字 屋敷脇、字 小松の田7筆、計4,929㎡、期間は約10年間です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定1件目から3件目の案件について、質疑を許します。質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定1件目から3件目について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって新規設定1件目から3件目については、原案のとおり決定しました。

議 長

続いて新規設定4件目の案件について、審議を行いますが、本件は、秋葉芳明委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、秋葉芳明委員には、退室をお願いします。

（秋葉委員退室）

それでは、新規設定4件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって新規設定4件目の案件は、原案のとおり決定しました。秋葉芳明委員の入室を認めます。

（秋葉委員入室）

秋葉芳明委員に、報告します。

ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

続いて新規設定5件目と6件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定5件目と6件目について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定5件目と6件目については、原案のとおり決定しました。

続いて再設定の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和4年11月第7回農業委員会定例総会を閉会します。